

令和8年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

本事業は、子どもを地域で見守り支援していく環境を整えるため、沼津市内における食事の提供や学習支援など、市民が主体となり運営する子どもの居場所の創設支援、運営支援及び子どもの居場所と行政機関や各種関係団体との連携推進を行うものである。

2 業務名

令和8年度沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業の業務内容

(1) 業務の内容

- ① 子どもの居場所の創設支援
- ② 子どもの居場所の運営支援
- ③ 子どもの居場所運営に関する団体間連携の推進

(2) 実施方法

- ① 子どもの居場所に対する市民意識の醸成をはかるため、子どもの居場所運営者や新たに子どもの居場所を創設しようとする者向けに年1回以上セミナーを開催し、開催後に丁寧な立上支援を行うこと。また、市民、各種団体、事業所等に対して子どもの居場所づくりについて積極的な働きかけを行うこと。
- ② 子どもの居場所の相談窓口の設置は令和8年4月1日を予定し、子どもの居場所を運営する者や新たに子どもの居場所を創設しようとする者に助言や情報提供を行うこと。相談窓口の開設時間は週30時間程度を目安とする。必要に応じ子どもの居場所の運営場所等へ出向き、出張相談や情報収集を実施すること。
- ③ 子どもの居場所で活動するボランティアスタッフを募集し、子どもの居場所へつなぐこと。
- ④ 子どもの居場所に食材、場所、その他の支援を提供できる市民・事業所・農家・各種団体等を募集し、子どもの居場所へつなぐこと。
- ⑤ 沼津市の後援を取得した子どもの居場所の支援に関すること。
 - ア 傷害保険・賠償責任保険の加入手続き及び保険料の払込を行い、事故があった際には保険金請求手続きの補助をすること。
 - イ インフルエンザ等の感染症対策用品を配布すること。
 - ウ 食事の提供を行う子どもの居場所に対しては、衛生管理に十分配慮するよう指導すること。
 - エ 子どもの居場所の開催日と参加人数を把握すること。

- ⑥ 子どもの居場所の運営を行う者や創設をしようとしている者と沼津市、受託者、その他必要な団体との情報交換会を年1回以上開催し、連携体制の整備を図ること。
- ⑦ 貧困や不登校、いじめ、虐待等の困難を抱える子どもの把握に努め、子どもの居場所や関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- ⑧ ホームページ等により、子どもの居場所について積極的な広報を実施すること。

(3) 留意事項

- ① 本業務の対象とする子どもの居場所は以下の条件を全て満たすものとする。
 - ア 児童の福祉の向上を目的とし、事業の内容に、政治的、宗教的及び営利的活動を含まないこと。
 - イ 無料または実費で参加できること。
 - ウ 子どもだけでの参加が可能であること。
 - エ 年間を通じて複数回実施されること。
 - オ 対面で行われること。
- ② 本業務の広報にあたっては、広報ぬまづ及び沼津市ホームページへの掲載について沼津市が協力する。
- ③ 本業務の実施にあたり、沼津市は保有する子どもの居場所の情報を受託者に提供できる。
- ④ 子どもの居場所の創設支援にあたっては、市内3ヵ所程度の創設を目標とする。
- ⑤ インフルエンザ等感染症対策に努めること。

5 提出書類

(1) 事業実施計画書

受託者は、事業実施計画書を作成し、契約締結時に沼津市へ提出し承認を受けること。また、実施計画を変更する場合には、すみやかに沼津市へ届け出ること。

(2) 事業報告書

受託者は、前期分(9月末まで)の相談窓口における相談結果報告書を含む事業報告書を中間報告として10月中旬までに、後期分(10～3月分)の相談窓口における相談結果報告書、寄付品報告書、沼津市の後援を取得した子どもの居場所の実施日及び参加者数の報告書を含む事業報告書を委託業務終了後すみやかに沼津市へ提出すること。

(3) セミナー実施報告書

受託者は、セミナー実施後10日以内にセミナー実施結果報告書を沼津市へ提出すること。

(4) 情報交換会議事録

受託者は、情報交換会実施後10日以内に情報交換会議事録を沼津市へ提出すること。

6 委託費

(1) 支払方法

委託料については、沼津市は契約締結後受託者の請求に基づき前金払により支払うことができるものとし、適法な請求書受領後30日以内に支払うものとする。

※沼津市業務委託契約約款第 32 条の適用はしないものとする。

(2) 経費負担

沼津市は、契約金額以外に費用を負担しない。沼津市の後援を取得した子どもの居場所に関する傷害保険・賠償責任保険料(延べ 12,000 人程度を想定)及びインフルエンザ等感染症対策用品等の事業実施に要する消耗品についても、委託料の中から支出すること。

7 権利の帰属等

本業務の成果物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含む）は沼津市に帰属する。

8 その他

この公募仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、沼津市及び受託者が協議の上決定する。